

議案第 7 4 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、この案を提出するものである。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約  
埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市第2079号）  
の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。